

【資料2】加賀市障害者差別解消支援地域協議会について

1 地域協議会について

障害者差別解消法第17条において、国と地方公共団体の機関が、地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織できることとされた協議会。

2 地域協議会の事務

- ・障がい者差別を解消するために必要な情報交換
- ・障がい者からの相談事例を踏まえた障がい者差別を解消するための取組に関する協議

3 地域協議会の構成機関

当事者、行政、教育関係団体、福祉関係機関、医療・保健関係機関、事業者、法曹等から地域の実情に応じて構成する。

加賀市では、障害者分科会を地域協議会として位置付けている。

加賀市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、加賀市障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 障害者差別に関する相談事例等に係る情報の共有に関すること。
- (2) 障害者差別の解消に資する取組に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 障害者又は障害者団体に加入している者
- (2) 福祉関係者
- (3) 医療・保健関係者
- (4) 法曹等関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 国又は県の職員
- (7) 市の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、障害者担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年6月29日から施行する。

4 加賀市における障がい者理解の促進及び障がい者差別を解消するための取り組み

- 加賀市手話施策推進方針に基づく取り組み
 - ・市役所などに手話通訳者を配置
 - ・議会の手話通訳の導入
 - ・遠隔手話サービス用のタブレット端末の貸出
- 障害者週間に合わせた啓発活動
 - ・広報12月号への合理的配慮など障がいに関する記事の掲載
- 障がい者理解のための講演会等の開催
 - ・「障がい理解と共生社会」に関する講演会など
- 加賀市じりつ支援協議会における研修会の開催
 - ・精神障がいに関する研修会
- 障がいを理由とする差別に関する相談窓口の開設
 - ・加賀市介護福祉課(ホームページで周知)

5 合理的配慮の事例

- 講演会等での手話通訳者、要約筆記者の配置
 - ・成人式、市民福祉大会、総合防災訓練、市民文化講演会、市障がい者スポーツ大会、地域共生社会推進全国サミットinかがプレイベント(講演会)、障害者週間講演会(じりつ支援協議会講演会)など
- 広報や広報折込みチラシの点訳・音訳対応

○ 窓口での手話通訳、筆談、助聴器設置などの対応

- ・聴覚障がいのある方には、手話や筆談による対応
- ・視覚障がいのある方には誘導や付添での対応
- ・知的障がいのある方に、紙等を書いて伝達する際には理解しやすいようルビやひらがななどの配慮

○ パソコンの読み上げ対応できるような会議資料の作成

- ・ワードやエクセルを基本として、文字を中心とした資料の作成、グラフやイラストなどが入る場合は、説明内容を読み上げできるよう代替テキストにデータを入力

※市民や事業者への周知について

令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が義務化される準備段階として、令和5年11月に市のホームページでの掲載や、12月の「広報かが」では、事業者等も義務化されることや制度利用の流れなどについて掲載し、市民や事業者への制度周知を図ってきました。

また、当事者の家族から相談があり、市職員が事業者に訪問して制度説明とその対応をお願いし、解決に向けた対話と取り組みが行われた事例があります。